

部局長各位

三豊市長 横山忠始（公印省略）

平成 30 年度当初予算編成方針について（通知）

このことについて、三豊市予算規則第 5 条に基づき、次のとおり通知する。

第 1 国 の 動 向

我が国の経済は、平成 29 年 8 月の月例経済報告によると、「景気は、緩やかな回復基調が続いている。」とされ、先行きについては「雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融市場の変動の影響に留意する必要がある。」としている。

そのような状況の中、本年 6 月 9 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（骨太の方針）では、4 年半のアベノミクスの取組により、名目 GDP は過去最高の水準に達し、国民生活に密接な関係を持つ雇用は大きく改善しているとし、「一億総活躍社会の実現」に向けた取り組みとして、600 兆円経済の実現、希望出生率 1.8、介護離職ゼロという「新・三本の矢」を引き続き一体的に推進することにより、国民に広く享受される成長と分配の好循環を創り上げていくことが明記されている。

また、日本経済は、潜在成長力の伸び悩み、将来不安からの消費の伸び悩み、中間層の活力低下といった課題を抱えていることから、働き方改革による生産性向上を図るとともに、人材への投資による生産性向上を改革に向けた取組の中心に据えることにより我が国の中長期的な課題を克服するとしている。

地方行財政等については、地方公共団体の基金や行政サービスの水準の地域差等の状況を含む地方単独事業の実態把握と「見える化」等を通じて、地方行財政の改革を推進するほか、地方交付税については、地方創生の取組の成果の実現具合等を踏まえた見直しを進め、重点課題対応分に関連する諸施策について、翌年度以降の施策の在り方を検討したうえで所要の措置を講ずることとしている。

第 2 本 市 に お け る 当 初 予 算 編 成 の 基 本 的 な 考 え 方

本市の財政状況を見てみると、平成 28 年度決算では、実質収支が約 12 億 1 千万円の黒字決算となった。歳入では、市税が対前年度比 2 億円余り、率にして 2.8% の増収となったものの、歳入全体の約 3 分の 1 を占める地方交付税が約 109 億 6400 万

円、対前年度比約6億7800万円、率にして5.8%減となっている。

歳出の義務的経費に目を転じると、扶助費については対前年比2億8600万円、率にして約7%の増となるなど、将来的にも高齢化の進展等を背景として社会保障費の増加が見込まれる。また公債費については、前年度比1億5700万円、率にして5.8%減となったものの、近々に大型普通建設事業の財源として発行した合併特例債の元金償還が始まることから、財政負担増となることが確実である。

平成28年度決算を踏まえ、歳入面の今後の見通しとしては、市税はこれまでの施策の効果等によりある程度の増収を見込んでいるものの、人口減少の影響が懸念される場所である。また、普通交付税については、合併算定替の段階的削減の3年目となり更なる減少が確実視されている。

歳出面では前述した扶助費、公債費等の義務的経費の増加が見込まれるとともに、数ある公共施設などのインフラ老朽化対策経費の増や大型普通建設事業の実施、企業会計への繰出しなどの財政需要が見込まれており、合併特例期間が終了し、平時モードとなる平成33年度以降の将来を見据え、より一層の慎重な財政運営が求められる。

このような財政状況にあることを全職員の共通認識としたうえで、事務事業の見直し等により、健全で持続可能な行財政基盤の強化を図っていくことが必要不可欠である。

以上を踏まえ、平成30年度が総合計画後期基本計画最終年度に当たることから、当初予算については、少子高齢化の進展・人口減少という社会的な構造変化に対応しつつ、未来へ向けた投資を確実に進めるため、後期基本計画に示された「“豊かさ”をみんなで育む市民力都市・三豊」の総仕上げと、第2次行政改革大綱で定めた「質の改革」を基調とした行政サービスの最適化を徹底するとともに、真に必要で緊急性の高い実現可能な事務事業についてのみ予算化するものとする。

第3 予算編成要領

1. 総括的事項

(1) 骨格予算での編成

平成30年1月に市長選挙が予定されている。このことから義務的経費や施設の維持管理などの経常経費および継続的に実施している事業で当初予算に計上しなければ事業の実施に支障のある経費のみを計上する「骨格予算」とする。

骨格予算には人件費、扶助費、公債費等の義務的経費、及び施設管理等の経常経費、債務負担行為設定済の事業費等を計上し、新規事業や事業の拡大に係る経費等は、その後の補正予算で措置することとする。

ただし、政策的経費であっても、市民生活に密着しており、当初予算に計上しなければ市民生活に影響がある事業経費は骨格予算に計上するものとする。

(2) 総合計画による重点施策等の推進

重点施策については、次に掲げる基本目標に対応するもので、「三豊市新総合計画」第10期実施計画（平成30年度）における各部長の事業点検総評で示すもの

とする。

【基本目標】

- ① 活気にあふれ、産業が躍動するまちづくり
- ② 豊かな自然と共生し、環境にやさしいまちづくり
- ③ 人々が助け合う、安全・安心なまちづくり
- ④ 人々が支えあい、健康でいきいきと暮らせるまちづくり
- ⑤ 豊かな心を育み、文化を発信するまちづくり
- ⑥ とともに考え行動する、自らが創るまちづくり

【留意事項】

- ① 入るを計って出るを制す（財政運営の基本原則）の徹底
- ② 公的分野に関わる者（市民等を含む。）の意識改革の徹底
- ③ 市が担うべき分野における「効率的で機能する市役所組織」の実現

（３）事業の重点的・計画的推進

部局長の「実施事業の成果等に基づく事業点検総評」等を踏まえ、事務事業の取捨選択を行った上で予算を編成すること。

なお、人口減少対策、地域経済の好循環の確立、子育て支援や教育環境の充実、更には、公共施設等総合管理計画に基づく老朽化対策などの政策的経費については、予算編成過程において検討するが、新規事業および拡充事業の予算については、今後の補正予算での「肉付予算」対応とすること。

また、合併特例期間に終わっておくべき公共施設等の統合整備（除去を含む。）については、人口減少による利用需要の変化を十分踏まえ、真に必要なものについてのみ計画するものとし、総合管理計画等に基づく進行管理により、財政負担の軽減・平準化に努めることとするが、骨格予算には、平成29年度以前に着手している事業のみ計上すること。

（４）行政改革の実行

右上がりの経済成長は望めず税収は限られ、地方交付税は人口と共に減少傾向にある。更に、社会保障費の増大で予算はどんどん硬直化していることから、何かの予算を増やすには別の予算の削減をセットで考えなければならない状況にある。

そうしたことから、市民サービスを低下させないよう、引き続き、行政内部の合理化を徹底して進めつつ、今後においては地域や現場の創意工夫を汲み上げるボトムアップによる改革を含め、更なる組織と予算の最適化と、公共サービスのあり方をより進化させることで、自治の熟度と財政健全化の双方に貢献する「質の改革」に取り組むこと。

特に、第2次行革において各課で掲げた集中改革プランについては、予算に反映

させながら着実に取り組みを進めること。

(5) 国・県の動向等の的確な把握

国・県の予算編成の動向等に十分留意して的確に見積もるとともに、あらゆる方策を講じて積極的な財源の確保に努めること。

(6) 横断的行政課題等への対応

行政ニーズの多種多様化に伴い、複数の課に関連または類似する事務事業等が見込まれる場合は、関係課間で調整し、事業の統合化と効率性の向上を図ること。

(7) 行政の役割分担の明確化

新しい公共サービスがあふれるまちを目指す中で、行政の役割分担はもとより、その守備範囲と経費負担区分等を明確にすることで、経費全般にわたる徹底した見直しを進めること。

(8) 議会・監査委員の意見等の対応

議会及び監査委員の意見や指摘事項等については、その趣旨を十分検討し、速やかな改善を図ること。また、請願・陳情等についても、事業の緊急性や実現性の可否等を精査すること。

(9) 予算編成状況の情報共有

予算編成過程の情報共有のため、予算要求状況や査定進行状況などについて、経営会議（部長会議）において報告する。

(10) 事業の見直し・見直しの総点検（レビュー）の実施

市民にとって真に求められる事業、逆に役割を終え縮小・廃止すべき事業を把握するため、6月補正予算編成前に政策的経費を中心に、「事業総点検（レビュー）」を実施し、財源配分の最適化を実現させ、行政サービスの更なる向上を図る。

常日頃、市民に最も近いところにいる職員として、「事業総点検（レビュー）」による市長へのプレゼン資料となる部局長の「実施事業の成果等に基づく事業点検総評」の内容を確認しておくこと。

2. 歳入に関する事項

歳入の見積りにあたっては、財源の確保に最大限努力するとともに、社会経済情勢の変動、国・県の施策及び制度の改正の動向等に十分留意の上、正確な積算基礎により確実な額を見込むこと。

- ① 市税については、地方税制度の動向や経済情勢の見直し、市民所得の推移等を把握・分析の上、的確に見積もること。また、税負担の公平を期するため、課税客体の完全捕捉に努めるほか、納期内納付の促進や滞納処分の強化を図るなど、収納率

向上に最善の努力を払うこと。

- ② 使用料及び手数料については、「受益者負担に関する指針」等に基づき、住民負担の公平性確保の観点に立ち、利用者負担の適正化を図ること。なお、実施した検証結果については予算に反映させること。
- ③ 国県支出金については、事務事業の緊急性及び必要性、効果等を十分精査の上、対象事業を厳選するとともに、国県等の制度改正や予算編成の動向等に十分留意し、漫然と従来の実績を計上することなく、関係機関との連絡を密にして最新の情報により、確実性のある額で見積もること。また、補助金・負担金対象事業になるものを市単独補助事業として実施することのないよう十分留意すること。
- ④ 財産収入については、市有財産の状況を的確に把握し、効率的な活用に努めるとともに、未利用地については、処分を含め有効活用を検討すること。また、財産貸付収入については、社会経済情勢等を考慮しながら見直しを行い、適正に見積もること。
- ⑤ 市債については、公債費の増加が後年度の財政運営に多大な影響を及ぼすことから、発行額の抑制に努めること。また、地方交付税措置のある有利な市債の選択に心がけるとともに、事業の適債性、充当率等については、財政課と事前に協議すること。
- ⑥ その他、ふるさと応援寄付金、広告収入及び資金運用など、金額の多寡にかかわらず、零細または捕捉が困難なものについても極力把握するとともに、あらゆる角度から新たな財源の確保について積極的に検討すること。

3. 歳出に関する事項

全ての事業は、収入が確保されて、はじめて実施できることを念頭におき、単年度の収入で単年度の支出を補うことを基本に、既存の事務事業全般について聖域なく抜本的な見直しを行い、必要最小限の経費で最大の行政効果が発揮できるよう創意工夫を図るとともに、限られた財源の重点的・効率的な配分を行う。

- ① 予算要求額の過大見積もりを避けるとともに、各費目を通じ、必要性、緊急性、行政効果などに欠ける経費は計上しないこと。
- ② 人件費、扶助費、公債費の義務的経費及び臨時職員賃金、時間外勤務手当については、現行制度に基づき積算すること。特に臨時職員賃金は年間必要額を計上し、増額補正のないようにすること。なお、臨時職員の任用については、予算査定のほか、人事課及び教育総務課のヒアリングを受けること。
- ③ 扶助費のうち市単独事業については、事業の内容変更（対象者の精査等）、廃止等事業の見直しを図ること。
- ④ 政策的経費については、第10期実施計画に計上されていることを絶対的条件とするが、新規事業および拡充事業等は、「事業総点検（レビュー）」実施後の補正予算対応とし当初予算である骨格予算には計上しないこと。
- ⑤ 民間委託等の積極的な活用により、サービスの質の向上及び経費等の削減を図ることが可能な事務事業については、「アウトソーシングに関する指針」により、更

なる業務改革を進めること。特に、職務内容が民間と同種又は類似した業務で、民間委託の進んでいない分野については、民間委託等の可能性を検討すること。

- ⑥ 公共施設等の整備費に関しては、建設部局との調整はもとより、平成24年6月議会での工事請負契約の変更契約に関する付帯決議に留意するとともに、三豊市公共施設整備に関する事前協議実施規程に基づく審査を受けておくこと。

また、公共施設再配置計画との整合性を図るとともに、現有施設の利用状況と運営方法の再点検を行い、民間委託、転用及び譲渡を含め、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化の中で、地域の実情に即して計画すること。

- ⑦ その他、節別積算基準については、「歳出予算節別積算基準表」による。

4. 特別会計に関する事項

特別会計については、一般会計に準じ、経費の削減に取り組むこと。また、適正な受益者負担の確保を図り、収支の均衡に努め、業務運営の健全化に取り組むこと。

5. 企業会計に関する事項

企業会計については、一般会計に準じ、経費の削減に取り組むこと。また、経営の合理化を図るとともに、企業性格を十分に発揮し、独立採算制の確保に努めること。